

(另行系氏)

## 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

### ○継続分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		執行機関に対する措置
							送付	回答	
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について					
陳情第65号 (20.6.9)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	陳情第65号 (20.6.9)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域移行 支援に関することにつ いて					
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めるこ とについて					
陳情第88号 (20.10.30)	倉敷市加須山422 小山 陽道	陳情第88号 (20.10.30)	倉敷市加須山422 小山 陽道	岡山県財政構造改革プ ランに提示された基幹 型地域生活支援センタ ー・ゆうの運営費削減 をしないことを求める ことについて					
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守 る会連合会 会長 大西 幸一	陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守 る会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めるこ とについて					

(另行系氏)

## 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

### ○新規分 7 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		執行機関に対する措置	
							意見	送付	回答	
陳情第114号 (21.8.28)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉社会館・ ボランティア・NPO 会館内 社団法人岡山県手をつ なぐ育成会 会長 徳田 公裕			知的障害者の付き添い 入院に関することについて						
陳情第115号 (21.8.28)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉社会館・ ボランティア・NPO 会館内 社団法人岡山県手をつ なぐ育成会 会長 徳田 公裕			知的障害者の自主共済 に関することについて						
陳情第117号 (21.9.3)	岡山市北区西古松 321-102 岡山かなりや学園 岡山県難聴児を支援する会 代表 片岡 祐子 外748人			軽度及び中等度難聴児 に対する補聴器購入費用 助成に関することについて						
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋			肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について						
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強			肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について						
陳情第121号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強			難病就労支援事業の継 続について						
陳情第122号 (21.9.8)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己			基幹型地域生活支援セ ンター事業に関するこ とについて						

## 生活環境保健福祉委員会 陳情一覧表

○継続分 陳情 6件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	採否	委員会の意見
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下富夫	公的年金の未加入期間を国民年金でつなぐ場合の期間の延長に関するこ とについて		
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福 281-5 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実 について		
陳情第65号 (20.6.9)	岡山市南区内尾 739-1 特定非営利活動 法人 岡山県精神障害 者家族会連合会 理事長 鵜川克己	精神障害者の地域移行支援につ いて		
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県青年司法 書士協議会 会長 平口裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を 底上げすることを求める意見書の採 択を求めるについて		
陳情第88号 (20.10.30)	倉敷市加須山422 小山陽道	岡山県財政構造改革プランに提示さ れた基幹型地域生活支援センター・ ゆうの運営費削減をしないことを求 めることについて		
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東 町2-3-21 岡山県生活と健 康を守る会連合 会 会長 大西幸一	生活保護の母子加算復活を要求する 国への意見書を求めるについて		

○新規分 陳情 7件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	採否	委員会の意見
陳情第114号 (21.8.28)	岡山市北区南方 2-13-1 社団法人岡山県 手をつなぐ育成 会 会長 徳田公裕	知的障害者の付き添い入院について		
陳情第115号 (21.8.28)	岡山市北区南方 2-13-1 社団法人岡山県 手をつなぐ育成 会 会長 徳田公裕	知的障害者の自主共済について		
陳情第117号 (21.9.3)	岡山市北区西古 松321-102 岡山かなりや学 園 岡山県難聴児を 支援する会 代表 片岡祐子 外748人	軽度及び中等度難聴児に対する補聴 器購入費用助成について		
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方 2-13-1 N P O 法人岡山 県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策について		
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方 2-13-1 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策について		
陳情第121号 (21.9.8)	岡山市北区南方 2-13-1 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病就労支援事業の継続について		
陳情第122号 (21.9.8)	岡山市南区内尾 739-1 特定非営利活動 法人 岡山県精神障害 者家族会連合会 理事長 鵜川克己	基幹型地域生活支援センター事業に 関することについて		

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
						送付
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間を国民年金でつなぐ場合の期間の延長に関することについて				

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

公的年金の未加入期間は、国民年金によってつなげるのは2カ年以内となっているが、5年程度に幅を広げてほしい。

(陳情理由)

数年余り前は企業不振が相次ぎ、リストラ等で職を失い、次の職探しに必死になっているうちに、知らぬ間に2年以上経過しているという人たちが多くいる。

現在未加入期間が2年より長くても、5年程度は国民年金でつなげるよう、社会保険の法令を改訂していただきたい。

国民年金に加入しない人も多い中、加入して未加入期間をなくしたい人には、ぜひ希望をかなえるように法令の改訂を急ぎお願いしたい。国への上申を早急に願いたい。県議会で審議が遅れないようにしていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

国民年金保険料の未納への対応については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		執行機関に対する措置	
							見	送付	回答	
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実について							

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

難病相談・支援センター事業を充実したものにしていただきたい。

(陳情理由)

1 患者会への支援

今までの支援と、今後どのように患者会と連携を持ちながら支援をする計画か。

2 専門的なネットワークが機能するセンター

各保健所の事業との連携で、どのような役割を担っているか不透明。

また、特に地域ネットのある保健師との連携をとって継続的なケアを続けてほしい。

3 関係機関との連絡調整

特に医療とは切り離せない現状なので、医療システムの不満など、具体的に改善の方向で医療機関との調整をより進めてほしい。

4 出前医療相談の実施

遠隔地にいる患者の生の声を聞いて、センターとしての必要に応じた対応を切に望む。

執行部意見

(保健福祉部)

難病相談・支援センター事業については、従来から岡山県難病団体連絡協議会の代表が参加する運営協議会において、事業内容を協議し、患者ニーズを踏まえながら相談、支援など事業の充実に努めているところである。

さらに、平成21年度から、患者団体をはじめ経済団体や関係行政機関を構成員とした「難病患者就労支援ネットワーク会議」を開催し、就労支援事業を推進するとともに、県北地域での相談体制の整備として、奇数月の第3水曜日に美作保健所において出張相談を実施しているところである。

(医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
						送付
陳情第65号 (20.6.9)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域移行 支援に関することにつ いて				

[陳情の内容]

(陳情理由)

私たち家族会は、病院や施設から地域への大きな流れの中で、精神障害者が地域で普通に生活できる環境を整えるために、岡山県障害者長期計画並びに岡山県障害福祉計画に沿って、精神障害者に正しい理解の啓発と市町村を実施主体とした在宅支援事業が進められていることに、その拡充と推進に大きな期待を寄せている。

一方、地域間の格差や精神障害者の地域移行に係る住居の確保が十分でないことに不安を感じている。

県では、民間賃貸住宅の家賃保証のための保証料の助成制度が施策化され、実施されているが、実際にはあまり機能していない。

住まいの確保は、退院可能な精神障害者1300名の地域での受け入れ要件の最重要課題との認識から、次のことについて御検討いただきたい。

(陳情趣旨)

岡山県障害福祉計画に、退院可能な精神障害者の地域生活への移行について、「受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者について、その条件を整えてい

くことにより平成23年度末までに1100名程度の退院を目指します。」との目標を定めている。その目標を達成するために最も重要な精神障害者の住まいが確保できるように格段の配慮をお願いしたい。

(陳情事項)

1. あんしん賃貸支援事業を実施していただきたい。
2. 居住サポート事業が全県で実施されるよう、市町村を支援していただきたい。
3. 地域移行を推進するために、単身者や身寄りのない精神障害者が県営住宅で生活できるよう、保証人に関する配慮をお願いしたい。
4. 県営住宅をグループホーム・ケアホームとして利用できるようにしていただきたい。
5. 各市町村の公営住宅についても県営住宅と同様に、単身入居やグループホーム・ケアホームとしての利用ができるように配慮をお願いしたい。

執行部意見

(保健福祉部)

精神障害のある人の地域移行を推進するため、20年度に関係行政機関や民間団体等で構成する精神障害者地域移行推進協議会において、住宅の確保などの課題について検討し、報告書にとりまとめた。本年度は、不動産関係者の研修を予定しており、精神障害者への理解を深めるとともに、保健所、市町村、関係機関と協力して支援ネットワークをつくり、精神障害のある人の住宅確保に向けて取り組むこととしている。

(健康対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会		要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
受理番号 (受理年月日)	提出者	提出者					送付	回答
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める意見書の採択を求めるについて						

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

1 雇用政策の拡充

労働に関する規制緩和が繰り返され、労働者の非正規雇用化を急激に進めてきた結果、不安定就労と低賃金労働が増大した。非正規労働者には教育訓練の機会がほとんどなく、貧困に固定化される構造が生まれている。職場に残された正社員も、人員削減による多忙化、非正規雇用に切りかえられる不安の上で長時間労働を強いられている。本来人間らしい生活を実現するための労働が、かえって人々の人間らしい生活を脅かし、人々に先の見えない不安が広がっている。不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組まなければならない。

2 社会保障制度の拡充

社会保障制度が、受給抑制、自己負担増と給付削減が続く中で機能不全に陥っている。一たん収入の低下や失業が生じると生活が崩壊し、社会保障制度によっても救済されず、どこまでも滑り落ちていく構造が生まれている。社会保障制度による市民生活の底支えを構築しなければ、一たん貧困に陥ったら最後、必死に努力しても貧困から抜け出せず、その

貧困が世代を越えて無限に連鎖していくことになる。

だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会を実現し、地域社会に活力を取り戻すために、国は憲法第25条に規定されたみずから責務を果たし、地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護制度などの社会保障制度を拡充すべきである。

以上の理由により、貧困の連鎖を断ち切り、だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会にするため、貴議会が、国会及び厚生労働省に対し、下記項目の実現により市民の生活の底上げに取り組むことを求める意見書の提出を採択していただくよう陳情する。

(陳情事項)

1 不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組むこと。  
(産業労働警察委員会付託：平成21年3月16日不採択)

2 年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

執行部意見

(保健福祉部)

年金や生活保護などの社会保障制度については、国民の暮らしを支える最も重要な社会基盤であるという観点から、社会保障審議会など国において制度の在り方が検討されているところであり、今後ともその動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課、障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
						送付
陳情第88号 (20.10.30)	倉敷市加須山422 小山 陽道	岡山県財政構造改革プランに提示された基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営費削減をしないことを求めるについて				

[陳情の内容]

(陳情理由)

基幹型地域生活支援センター・ゆうは、24時間の電話相談、当事者の都合で宿泊できるホステル、日中の生活支援を総合的に連携させた事業運営がされており、他の事業所ではできない全県を対象としたもので、私たちにとってなくてはならないものとなっている。

私たち岡山県下の精神障害者は、基幹型地域生活支援センター・ゆうを発信源として県下の精神障害者が

力を合わせ、すべてを人に頼るのではなく、自分たちの生活は自分たちで守り自立していくための活動を推進していくために努力を始めたばかりである。

「ゆう」は私たちにとって、かけがえのない存在である。

(陳情事項)

岡山県財政構造改革プランに提示された基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営費削減はしないでいただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

基幹型地域生活支援センター「ゆう」が提供するサービスの質と量を担保しつつ、平成23年度末までに現行の運営主体が、障害者自立支援法に基づくサービス提供事業者へ円滑に移行できるようにすることにより、同法の制度を活用するなどして、将来にわたって自立して運営できるようになることを目指しているところである。

(健康対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守る会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算復活を要求する国への意見書を求めるについて					

### [陳情の内容]

生活保護の母子加算は1949年に子育てをひとりとする母親には追加栄養などが必要であることを理由に創設され、1級地23,260円～3級地20,020円を18歳以下の子供がいるひとり親世帯に2004年度まで支給されていた。その後、3年間かけて減額、2009年4月から平均所得の母子世帯の消費水準と比較しても高いと廃止した。母子家庭が置かれている実態を全く把握していない。

母子世帯の実態は「食費を削り、しかし育ち盛りの子供には何とか食べさせたい」「節約のため衣服は我慢しなければならない」「子供が熱を出しても仕事が休めず知人にお願いもいつもできない」「子供にいつも我慢しなさいということがとてもつらい」さらに父親の役割も果たさなければならないなど経済的にも精神的にも大きな負担がかかっている。

母子世帯の収入は一般世帯の収入の4割に満たないもので、生活安定のためには一層の手立てこそ必要で

ある。1980年には、中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめで「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対して、通常以上の労働に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るために費用など余分に必要となる」と確認している。

私たち生活と健康を守る会は、全国18道府県177名（6月5日現在）の方が、母子加算廃止は憲法25条に違反していると審査請求を行った。

6月4日には、民主党、共産党、社民党、国民新党、野党4党が母子加算復活法案を国会に提出した。

私たちは、こうした状況のもとで生活保護制度をよりよい制度にしていくために、次の要求が実現されるよう地方自治法第99条の規定により、国の機関への意見書を提出していただきたい。

### (陳情事項)

生活保護母子加算の復活を国に要求していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

母子加算の廃止については、国において生活保護制度の在り方に関する専門委員会等の意見を踏まえて検討の結果、母子加算を除いた生活扶助基準額と一般母子世帯における消費支出額が概ね均衡となっていたことから、段階的な廃止となったものであるが、国において被保護母子世帯の生活実態調査の動きがある。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
						送付
陳情第114号 (21.8.28)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉社会館・ ボランティア・NPO 会館内 社団法人岡山県手をつ なぐ育成会 会長 徳田 公裕	知的障害者の付き添い 入院に関することにつ いて				

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現行の医療保険制度では、入院は完全看護であるとされ、例外的に知的障害者の入院に対して、患者や家族の負担によらない付き添いを認めることとなっているが、実態として、家族等の付き添いを求める医療機関があるので、家族等に負担をかけない完全看護の徹底を図るように国へ要望していただきたい。

(陳情理由)

- 1 厚生労働省では、平成8年4月から社会保険診療報酬改定に係る入院付添看護について原則病院職員関係者以外の付添看護・介護を認めないとされている。
- 2 しかし、平成8年3月8日保険発第24号で厚生労働省は、重症者等特別な療養環境施設基準の中で、「知的障害を有する患者などの場合については、医師の許可を得て家族など患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない」と通知している。

3 実態として、保険医療機関によっては、家族等の付き添いがなければ入院を認めないところがあり、知的障害者本人のみ、また家族が高齢の場合には、付添人を雇い入れる必要がある。

4 また、入院に際して、多動とか奇声を発するなど、ほかの入院患者への迷惑から、個室への入院を求められ、経済的な負担が重くなっている。

5 現在では、こうした本人や家族の経済的な負担の軽減のため、本会でおかやま福祉互助制度を平成12年から設立し、相互扶助により、入院給付金等の支給を行っているが、この事業も平成18年の保険業法改正により、平成24年12月には、廃止することになっている。

6 本制度への加入について、年掛金1万2,000円と1万8,000円の二つの型があるが、現行の障害基礎年金のみの障害者にとって、医療費も重度障害者は1割、中軽度障害者は3割負担に加えての負担は重いため、加入していない知的障害者も数多いと予想している。

以上の点を御賢察いただき、ぜひともこの陳情を御採択賜るようよろしくお願ひする。

執行部意見

(保健福祉部)

完全看護に関しては、国が発する通知の中で、「看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。(以下、略。)」とされている。

なお、保険医療機関の診療等に関して苦情等がある場合は、中国四国厚生局岡山事務所、岡山県医療相談支援センターなどで、その相談を受け付けており、事実関係を把握した上で、必要があれば調査、指導などを行うことになる。

(長寿社会対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第115号 (21.8.28)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉社会館・ ボランティア・NPO 会館内 社団法人岡山県手をつ なぐ育成会 会長 徳田 公裕	知的障害者の自主共済 に関することについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

知的障害者の自主共済を存続させるために、以下のいずれかの方法により保険業法の適用除外にしていただくよう国に要望していただきたい。

- 1 知的障害者の自主共済を保険業法の適用範囲から除外する。
- 2 自主共済を厚生労働省を監督官庁とする制度共済にする。

(陳情理由)

- 1 現在、知的障害者は、民間医療保険に加入ができないことから、入院の付き添い、差額ベッド料等の負担に備えるために、岡山県手をつなぐ育成会が、自主共済おかやま福祉互助会を設立して運営している。
- 2 平成18年の保険業法の施行により、自主共済にも

保険業法が適用されることになり、このまま共済事業を続けるには、多額の経費を要する保険会社の免許の取得、または短期保険業者の登録を受ける必要があり、その要件を満たさなければ本会の自主共済は平成25年11月末には廃業せざるを得ない。そのため、知的障害者という弱者救済を目的とする本会の自主共済が法の適用除外となるよう改正していただくことを強く希望する。

- 3 保険業法では、農協、生協などの制度共済は適用除外とされている。また、本会の自主共済と同様の学校PTAが運営する自主共済は、文部科学省管下の制度共済にするような動きがあると耳聞している。仮に保険業法の改正ができないならば、本会の自主共済も厚生労働省が関与する制度共済とすることにより保険業法の適用除外となるよう、ぜひともお願いしたい。

以上の点を御賢察いただき、ぜひともこの陳情を御採択賜るようよろしくお願ひする。

執行部意見

(保健福祉部)

おかやま福祉互助制度は障害のある人の地域生活を支える重要な取組であり、この制度が現行のまま継続できるよう保険業法の適用除外とされることが望ましい。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						執行機関に対する措置 送付	回答
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見			
陳情第117号 (21.9.3)	岡山市北区西古松 321-102 岡山かなりや学園 岡山県難聴児を支援する会 代表 片岡 祐子 外748人	軽度及び中等度難聴児 に対する補聴器購入費用助成に関するこ とについて						

### [陳情の内容]

#### (陳情趣旨)

岡山県では、全国に先駆けて新生児聴覚スクリーニング事業を実施され、高度難聴のみならず、軽度・中等度といったさまざまな程度の難聴児が新生児期から発見されている。このうち身体障害者に該当しない軽度・中等度難聴児は、補聴器を自費で購入しており、保護者には経済的負担となっている。難聴児療育・教育の先進県である岡山県においてこそ、早期発見が早期療育に結びつくことが大切である。このような子供たちが、早期に適切な療育が受けられるよう、補聴器購入費用の助成の仕組みづくりをお願いする。

#### (陳情事項)

聴覚障害児のうち、身体障害者に該当しない軽度及び中等度難聴児に対して、補聴器購入費用の公的助成制度の創設を要望する。

具体的には、両耳の平均聴力が30dB以上で補聴器を装用する18歳以下の難聴児に対して、補聴器購入費用の公費での助成を要望する。また耐用年数5年を経過した場合、再度申請により購入費用の助成が受けら

れる体制を希望する。

#### (陳情理由)

- 1 軽度・中等度難聴児は、適切な時期に補聴を含めた教育的介入を行えば、言語発達に支障を来さないことが多いといわれているが、逆に補聴器装用が行われないと、言語発達におくれが生じ、ひいてはコミュニケーションの障害を引き起こす可能性が高いことが知られている。このことから、軽度・中等度難聴児も早期に補聴器の両耳装用を開始することが重要である。
  - 2 しかし、身体障害者には該当しない軽度・中等度難聴児は、たとえ両側に聞こえの障害があっても、補聴器購入に際して障害者自立支援法による公的援助（補装具費の支給）が受けられない現状にある。
  - 3 小児の場合、教育上両耳装用が望ましいが、保護者が若年であることも多く、経済的な負担感もより大きくなっている。中でも、家族性の難聴により兄弟姉妹で補聴が必要となる場合には、さらに負担が大きくなり、必要な補聴を断念することもある。
- 以上、事情を御覧の上、適切な措置がなされるよう御採択をお願いする。

### 執行部意見

### (保健福祉部)

難聴の子どもの健やかな成長のために有効な措置と考えており、他の障害者施策との均衡や財政状況を踏まえ、検討してまいりたい。

### (障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		執行機関に対する措置	
							見	送付	回答	
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓病協議会 理事長代行 山口晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型インフルエンザ公費助成と対策について								

### [陳情の内容]

#### (陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。残念ながら、沖縄県在住者の透析患者で、続いて18日には神戸市においても同様に透析患者であった。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に腎臓病(透析患者)を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まつても、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町、勝央町においてすでに公費助成が実施されている。

ぜひ、岡山県内の全市町村において、肺炎球菌ワクチン、新型インフルエンザワクチン、季節性インフルエンザワクチンが公費助成の対象としていただけるよう、早急に検討をお願いする。

また、新型インフルエンザの不安が少しでも解消し、安心して住民(透析患者)が暮らせるように対策をお願いする。

#### (陳情事項)

- 1 肺炎球菌ワクチンを、地方自治体の公費助成対象に導入していただきたい。
- 2 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの予防接種の公費助成対象を、心臓・腎臓・呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人とし、年齢制限をなくし、全年齢を対象としていただきたい。
- 3 新型インフルエンザワクチンに関する正確な情報を速やかに伝達していただきたい。
- 4 タミフルなどの治療薬の十分な備蓄を行って、感染が報告された際は、直ちに治療薬が供給できるような対策を確立していただきたい。

### 執行部意見

### (保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、国の「予防接種に関する検討会」において、その有効性、安全性、費用対効果等に基づき検討されており、肺炎球菌ワクチンについては、同検討会で、更に検討が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施される予定であり、接種費用の負担軽減についても、国において検討されている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしていきたい。

タミフル等の備蓄については、9月末で26万2,700人分、2年3月末までには38万3,700人分を備蓄予定であり、十分な量と考えている。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課、医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						執行機関に対する措置 送付	執行機関に対する措置 回答
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型インフルエンザ公費助成と対策について						

### [陳情の内容]

#### (陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。続いて現在では10名の死者が発生している。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に透析患者、難病患者を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まつても、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町など5町においてすでに公費助成が実施されている。

ぜひ、岡山県内の全市町村において、肺炎球菌ワクチン、新型インフルエンザワクチン、季節性インフルエンザワクチンが公費助成の対象としていただけるよう、早急に検討をお願いする。

また、新型インフルエンザの不安が少しでも解消し、安心して住民（障害者、難病患者）が暮らせるように対策をお願いする。

#### (陳情事項)

- 1 肺炎球菌ワクチンを、地方自治体の公費助成対象に導入していただきたい。
- 2 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの予防接種の公費助成対象を、心臓・腎臓・呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人とし、年齢制限をなくし、全年齢を対象としていただきたい。
- 3 新型インフルエンザワクチンに関する正確な情報を速やかに伝達していただきたい。
- 4 タミフルなどの治療薬の十分な備蓄を行って、感染が報告された際は、直ちに治療薬が供給できるような対策を確立していただきたい。

### 執行部意見

### (保健福祉部)

ワクチンの公的接種については、国の「予防接種に関する検討会」において、その有効性、安全性、費用対効果等に基づき検討されており、肺炎球菌ワクチンについては、同検討会で、更に検討が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施される予定であり、接種費用の負担軽減についても、国において検討されている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしていきたい。

タミフル等の備蓄については、9月末で26万2,700人分、2年3月末までには38万3,700人分を備蓄予定であり、十分な量と考えている。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課、医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第121号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	難病就労支援事業の継続について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

平成19年度より厚生労働省のモデル事業として実施されている、難病（透析患者）就労支援事業であるが、モデル事業終了後についても、22年度以降引き続き継続をお願いする。

世界的な経済不況の中、難病患者・障害者の就労に

ついては、以前よりも増して厳しい状況である。

また、難病就労支援事業については、難病相談支援事業の中に組み入れられている内容でもあるので御考慮いただくよう重ねてお願いする。

(陳情事項)

1 平成22年度以降の、難病就労支援事業の継続。

執行部意見

(保健福祉部)

難病就労支援事業については、国からモデル事業の実施認定を受け、全国に先駆け、19年度から就労支援専門員を配置するなど難病相談・支援センターの体制を強化し実施している。

モデル事業開始後3年を目途に見直しをすることとしていたが、事業成果等を踏まえ、22年度以降の事業実施について検討してまいりたい。

(医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						執行機関に対する措置 送付	執行機関に対する措置 回答
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見			
陳情第122号 (21.9.8)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鶴川 克己	基幹型地域生活支援セ ンター事業に関するこ とについて						

[陳情の内容]

(陳情事項)

- 1 契約期間を第2期岡山県障害福祉計画目標年度平成23年度末にしていただきたい。

(陳情理由)

現状の単年度契約は、地域生活支援を基本にしたサービス利用は言うまでもなく、職員の雇用・身分保障など事業運営面からも不安定感を与え、さらに精神障害者の特性から見ても、1年で完了する支援・サービスは福祉事業にそぐわないものと考えられる。

(陳情事項)

- 2 運営委託費の復活をしていただきたい。

(陳情理由)

岡山県の財政改革の柱となったシーリングによって運営委託費は、事業発足初年度平成18年度6,602万5,790円であったものが、平成21年度5,424万2,861円になり、このままでは来年度の事業運営は不可能である。

本事業は、岡山県障害福祉計画における地域活動支援センターを補完することに加えて、来所相談、家庭

訪問、日常生活支援、地域交流、就労支援等の活動、地域生活移行支援事業の推進など、その利用ニーズは拡大傾向にある。さらに、ホステル利用者、24時間電話相談利用者の増加に伴い、夜間勤務の充実を図らなければいけない仕儀となり、勤務体制の変更を行い、これによって就業規則の改正をすることになった。これらによって、限られた運営費の中で職員不足によるサービス低下が生じる部分が出ることは必定と考えられる。

(陳情事項)

- 3 平成23年度までとした、精神障害者地域生活支援センター事業は、第2期岡山県障害者福祉計画P5の体系図にある「岡山県が行う、広域的な対応が必要な事業」として「岡山県精神障害者地域移行促進センター」(仮称)として私ども連合会に指定していただきたい。

(陳情理由)

退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行を実現するためにも、家族支援の充実が緊急課題であり、地域における基盤の充実が求められる。

執行部意見

(保健福祉部)

基幹型地域生活支援センター事業は、県の単年度の予算措置により委託しているもので、複数年度契約を行うことは困難である。

また、運営委託費については、県財政構造改革プランにより削減されたものであり復活は困難であるが、必要な予算確保には努めてまいりたい。

岡山県精神障害者家族会連合会については、23年度末までに障害者自立支援法に基づくサービス提供事業者へ円滑に移行できるようにすることにより、同法の制度を活用するなどして、将来にわたって自立できるようになることを目指しているところである。

(健康対策課)